



平成 21 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 村田 紀敏
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先 取 締 役 氏家 忠彦
(TEL. 03-6238-3000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 21 年 5 月 28 日開催予定の当社第 4 回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、決済合理化法の施行日を効力発生日として、当社定款の株券を発行する旨の規定(現行第 7 条)を廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。これに伴い、単位未満株式に係る株券に関する規定(現行第 9 条第 2 項)および株券喪失登録簿に関する規定(現行第 12 条第 3 項)は効力を失っておりますので、当該規定を削除するものであります。

ただし、平成 22 年 1 月 5 日までは株主名簿管理人が株券喪失登録簿に関する事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、実質株主および実質株主名簿に関する規定(現行第 10 条柱書および現行第 12 条第 3 項)を削除するものであります。

(2) 上記(1)の変更に伴い、必要な条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
第 8 条 (自己の株式の取得) (省 略)	第 7 条 (自己の株式の取得) (現行どおり)
第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、第 7 条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式等取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)

<p>第<u>10</u>条（単元未満株式についての権利） <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （4）次条に定める請求をする権利</p> <p>第<u>11</u>条（単元未満株式の買増し） （省 略）</p> <p>第<u>12</u>条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第<u>13</u>条～第<u>39</u>条 （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第<u>9</u>条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （4）次条に定める請求をする権利</p> <p>第<u>10</u>条（単元未満株式の買増し） （現行どおり）</p> <p>第<u>11</u>条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第<u>12</u>条～第<u>38</u>条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第<u>1</u>条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株式名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 5 月 28 日（木）
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 5 月 28 日（木）

以 上